（令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

第九条の十　令和元年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、同年度における法附則第十三条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を同年度における附則第九条の八の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（端数計算）

第十条　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十二条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	（略）
法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十三条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十四条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	
法附則第十四条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十四条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十五条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十五条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十五条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
（略）	（略）

第十一条の二　厚生労働大臣は、令和元年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一～七　（略）

（平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

第九条の十　平成三十一年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を同年度における附則第九条の八の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（端数計算）

第十条　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十一条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十一条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十一条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十二条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十二条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十三条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	
法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十三条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十四条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十四条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十四条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
（略）	（略）

第十一条の二　厚生労働大臣は、平成三十一年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一～七　（略）